

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9月 18日

三田市長

田村克也

三田市条例第 2 9 号

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 6 年三田市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（多量の一般廃棄物） 第6条 法<u>第6条の2第5項</u>の規定により市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。 （1）～（2） 省略 （一般廃棄物の自己処理基準） 第7条 事業活動に伴い一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で当該土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する場合は、法<u>第6条の2第3項</u>に定める基準に準じて処理しなければならない。	（多量の一般廃棄物） 第6条 法<u>第6条の2第7項</u>の規定により市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。 （1）～（2） 省略 （一般廃棄物の自己処理基準） 第7条 事業活動に伴い一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で当該土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する場合は、法<u>第6条の2第4項</u>に定める基準に準じて処理しなければならない。

付 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。